

議事録及び資料の非公表基準

平成24年7月31日

機密情報と個人情報の保護を確保しつつ、会議の透明性を確保するために、科学委員会設置規程第11条に基づき、科学委員会の運営に関する取り決めとして、「議事録及び資料の非公表の基準」を下記の通り定める（第二回科学委員会決定）。

記

- ① 以下のいずれかの要件に該当する議題については、議事録の当該議題に係る議事の部分を全て非公表（マスキング）とし、当該議題に関する資料（例：相談資料、申請資料、名簿、研究業績等）も非公表とする。

<機密情報・個人情報の非開示要件>

1.機密情報

1-1企業秘密

医薬品・医療機器等の開発にかかる治験相談、申請資料にかかる議題であって、製品の製造方法、添加剤、ノウハウ等特に企業秘密が多く含まれる内容の議題

1-2研究等情報

科学委員会、専門部会及びWGでの意見交換や議論のために用いられる又は発言される未公表の研究内容やデータ等が多く含まれる内容の議題

2.個人情報

科学委員会、専門部会、WG等の委員の人選にかかる議題であって、特に個人情報が含まれる内容の議題

- ② 議題として非公表とする場合には、原則として当該議題に入る前に上記①の要件への該当性を検討することとする。
- ③ 議事の途中で非公表の必要性が生じた場合には、当該会議中に上記①の要件への該当性を検討し、該当する場合には議事録の当該議題に係る議事の部分を非公表（マスキング）とする。

以上